

需要調査・開拓費について

平成 28 年 9 月 13 日

電力・ガス取引監視等委員会事務局

ネットワーク事業監視課



目次

1. 需要調査・開拓費の概要

2. 需要調査費

2 - 1. 需要調査費の申請内容

2 - 2. 論点

3. 需要開拓費

3 - 1. 需要開拓費の算定方法

3 - 2. 需要開拓費の申請内容

3 - 3. 論点

1. 需要調査・開拓費の概要

- 需要調査とは、造成地や都市計画に係る情報の収集や、他燃料の使用状況のヒアリング等による潜在需要の調査などである。
- 需要開拓とは、他燃料を使用する需要家に対して都市ガス化の提案を行うことや、実地調査により、ガス設備の導入可能性の検討などを行うことである。
- 一般ガス導管事業者が、都市ガス導管網が未だ整備されていない地域における都市ガス導管網の整備促進に資する宅地・工業団地等の開発計画やこれに資する工場等の燃料転換の可能性に関して行う需要調査・需要開拓に係る費用については、ガス小売事業者間の公平性を確保しつつ、その妥当性を国が厳格に審査するという前提の下、託送料金原価に算入することを認める。

(参考)ガスシステム改革小委員会資料

| 需要調査 | | 需要開拓 |
|---|---------------|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ◆ 新たな都市ガス導管網の整備を検討する地域における造成地等に係る情報収集・潜在需要の調査 | 内容 | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 新たな都市ガス導管網の整備を検討する地域や、過去5年以内に敷設された既存の都市ガス導管網などの周辺地域における需要開拓（都市ガス化の提案等） |
| <ul style="list-style-type: none"> ◆ ガス小売事業者、調査会社など、需要調査を行うために必要な能力を有する者 | 資格者 | <ul style="list-style-type: none"> ◆ ガス小売事業者 |
| <ul style="list-style-type: none"> ◆ 公募を行い、地域ごとに受託事業者を決定 | 選定方法 | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 公募を行い、広くガス小売事業者からのエントリーを受け付けた上で、一地域において複数のガス小売事業者に需要開拓活動を競わせる |
| <ul style="list-style-type: none"> ◆ 原価算定期間内において想定される需要調査に係る委託費の合計額 | 託送料金原価に算入する費用 | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 需要開拓によって増加する5年間の託送料金収入増加額の1 / 2 |

2-1. 需要調査費の申請内容

- 需要調査費の申請額、算定方法、調査内容は以下のとおりである

| | 申請額 (H29-31平均) | 算定方法 | 調査内容 |
|------|-------------------|---|---|
| 東京ガス | 東京地区等 | 9,914千円 | <ul style="list-style-type: none"> ● 東京ガス供給区域及びその周辺の住宅着工戸数の予測（住宅種類別、行政区別） |
| | 群馬地区他 | 65千円 | |
| | 四街道地区 | -千円 | |
| 大阪ガス | 1,427千円 | <ul style="list-style-type: none"> ● 参考見積もり（2社）により算定 | <ul style="list-style-type: none"> ● 外観調査（住宅基本情報・使用燃料等） ● 直接訪問によるアンケート調査（都市ガス利用意向等） |
| 東邦ガス | 23,481千円 | <ul style="list-style-type: none"> ● 参考見積もり（2社）により算定 | <ul style="list-style-type: none"> ● 直接訪問によるアンケート調査（使用燃料・使用量、都市ガス利用意向等） |

2-2. 論点

論点

目的

- 需要調査の内容は、都市ガス導管網が未だ整備されていない地域における都市ガス導管網の整備促進に資するものか。

申請額の 適正性

- 需要調査費の算定は適切か。

手続きの 公平性・ 透明性

- 需要調査の公募手続き及び調査結果の公表方法は、公平性、透明性が確保されているか。
- 調査結果に係る地域における都市ガス導管網の整備の可能性の公表方法は妥当か。

3 - 1. 需要開拓費の算定方法

- 需要開拓費の算定方法は、算定省令によれば以下のとおり。

Step 1

需要開拓により見込まれる年間開発ガス量（増分需要）を想定

新たな導管の整備を検討する周辺地域及び当該一般ガス事業者が過去5年以内に敷設した既存導管の周辺地域

Step 2

託送料金収入増加額の算定

Step 3

託送料金収入増加額の5年分の1 / 2として算定した額の範囲内において適正な見積額を原価算入する

3-2. 需要開拓費の申請内容

- 需要開拓費の年間開発ガス量、収入増加額、申請額等は以下のとおりである。

| | 年間開発ガス量 (千 m^3) | | | 収入増加額 | 原価算入限度額 | 申請額 | |
|------|---------------------------|--------|--------|-------------------|---------|-------|-------|
| | H29 | H30 | H31 | (H29-31平均、単位：百万円) | | | |
| 東京ガス | 東京地区等 | 33,549 | 33,001 | 812,990 | 2,712 | 6,780 | 6,780 |
| | 群馬地区他 | 696 | 687 | 693 | 36 | 89 | 89 |
| | 四街道地区 | 66 | 68 | 68 | 5 | 12 | 12 |
| 大阪ガス | 66,890 | 66,049 | 64,401 | 1,186 | 2,964 | 2,964 | |
| 東邦ガス | 94,288 | 94,056 | 94,050 | 784 | 1,959 | 1,959 | |

3-3. 論点

論点

目的

- 需要開拓の内容は、都市ガス導管網が未だ整備されていない地域における都市ガス導管網の整備促進に資するものか。

申請額の適正性

- 申請額は、需要開拓活動の委託内容（手数料単価）や想定需要獲得件数と照らして、合理的な見積もりとなっているか。
- 申請額は、託送料金収入増加額の5年分の1/2以内となっているか。
- 託送料金収入増加額は、年間開発ガス量に基づき適切に算定されているか。
- 年間開発ガス量は、各社によって異なる期間の過去実績に基づき算定しているところ、需要想定に基づき算定すべきではないか。

手続きの公平性・透明性

- 需要開拓の公募手続及び支払等の条件は、公平性、透明性が確保されているか。
 - 全体フロー（スケジュールも含む。）は明確か。
 - 需要開拓を依頼する対象地域及び対象物件等の設定・公表はどのように行われるのか。
 - 需要開拓に係る支払額の決定方法は公平性、透明性は確保されているか。
など

(参考)算定省令 抜粋

需要調査・開発費

以下のA及びBの合計額とする。

A. 需要調査費

原価算定期間内において想定される適正な見積額とする。

B. 需要開拓費

当該一般ガス事業者が新たな導管の整備を検討する周辺地域及び当該一般ガス事業者が過去5年以内（一般ガス導管事業者間の供給区域を連結する導管及びガス事業法施行規則第2条の2に規定する導管にあつては、過去15年以内）に敷設した既存導管の周辺地域における年間開発ガス量（増分需要）を想定し、託送料金収入額増加額の5年分の1／2として算定した額の範囲内における適正な見積額とする。

（出典）電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第十八条第一項の規定に基づき一般ガス事業者が定める託送供給約款で設定する託送供給約款料金の算定に関する省令

(参考)審査要領 抜粋

第2章 「原価等の算定」に関する審査

第3節 個別査定対象ネットワーク費用

算定省令第4条の規定に基づいて申請一般ガス事業者が算定した営業費のうち、個別査定対象ネットワーク費用については、第1節の考え方にに基づき、次のとおり審査するものとする。

5. 需要調査・開拓費については、年間開発ガス量の算定根拠が実績及び供給計画等を踏まえて妥当であるか否か、託送料金収入額増加額が年間開発ガス量に基づき適切に算定されているか否かを確認する。

(出典) 電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第十八条第一項の規定に基づき一般ガス事業者が定める託送供給約款で設定する託送供給約款料金審査要領

(参考)ガスシステム改革小委員会資料 (1/9)

【論点】

小売全面自由化後も導管整備を促進するための託送供給制度の在り方をどうするか。

- 小売全面自由化後においても導管網の整備を促進し、これによる需要家利益の拡大を図るとともに、エネルギー基本計画(平成26年4月)や長期エネルギー需給見通し(平成27年7月)においてもその必要性が謳われた天然ガスシフトを着実に推進する観点から、一般ガス導管事業者が、都市ガス導管網が未だ整備されていない地域における都市ガス導管網の整備促進に資する宅地・工業団地等の開発計画やこれに資する工場等の燃料転換の可能性に関して行う需要調査・需要開拓に係る費用については、その妥当性を国が厳格に審査するという前提の下、託送料金原価に算入することを認めることとしてはどうか。
- ➡ ● また、これらの需要調査・需要開拓については、一般ガス導管事業者よりも、ガス機器や料金メニューを需要家に対して具体的に提案することができるガス小売事業者が行った方が効率的であることも想定されることから、一般ガス導管事業者が、これらの需要調査・需要開拓をガス小売業者に委託する場合における委託費についても、その妥当性を国が厳格に審査するという前提の下、託送料金原価に算入することを認めることとしてはどうか。
- なお、現行の一般ガス事業者たる一般ガス導管事業者が、上記の委託を行う場合において、その小売部門を優先的に取り扱うことは当然認められない。

| | |
|----------|---|
| 需要調査の具体例 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 他燃料の使用状況のヒアリング等による潜在需要の調査 ・ 都市計画に関する行政へのヒアリング ・ 造成地情報に関するヒアリング ・ 実地調査によるガス設備導入可能性の検証 等 |
| 需要開拓の具体例 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 他燃料を使用する需要家に対する都市ガス化提案 ・ ガス機器の効用の提案 等 |

(参考)ガスシステム改革小委員会資料 (2/9)

- 「**需要調査**」とは、**造成地や都市計画に係る情報の収集や、他燃料の使用状況のヒアリング等による潜在需要の調査**などであるが、**ガス導管事業者が他の者にこれを委託した場合には、その地域に都市ガス導管網を整備するに足りる十分な潜在需要があるか否かを調査させることとなる。**
- この点、こうした**需要調査**については、これを**行う十分な能力を有する者に行わせることが最も効率的**であることから、**ガス導管事業者の委託先については必ずしもガス小売事業者のみに限定する必要はなく、ガス導管事業者はガス小売事業者を含め、需要調査を行う十分な能力を有する者を広く公募**することとし、**ガス導管事業者は、応募者の調査能力や入札金額等を総合的に勘案した上で、需要調査を行う者を決定**することとしてはどうか（この**手続が公平**になされているか否かについては、**電力・ガス取引監視等委員会が監視。**）。
- また、**受託者は、需要調査の結果を期日までにガス導管事業者に対して報告**することとなるが、**そもそもこの需要調査に係る費用は託送供給料金で回収されることとなるため、その調査結果は高い公共性を有**することから、**ガス導管事業者に対しては、受託者から報告を受けた調査結果を速やかに公表するとともに、当該調査に係る地域における都市ガス導管網の整備の可能性についても併せて公表**することを求めることとしてはどうか。
- これらの**手続やフロー**については、**29頁と30頁のとおり**となる。

(参考)ガスシステム改革小委員会資料 (3/9)

需要調査の公募・調査結果の公表のイメージ

- ガス導管事業者は、都市ガス導管網の整備を検討する地域（複数の場合もあり得る。）に係る需要調査の受託者を公募。

【公募事項】

- ①造成地や都市計画に係る情報の収集（行政等へのヒアリング）
- ②他燃料の使用状況のヒアリング等による潜在需要の調査
（例：位置情報、業種、燃料種別、年間エネルギー使用量等）

【応募資格】

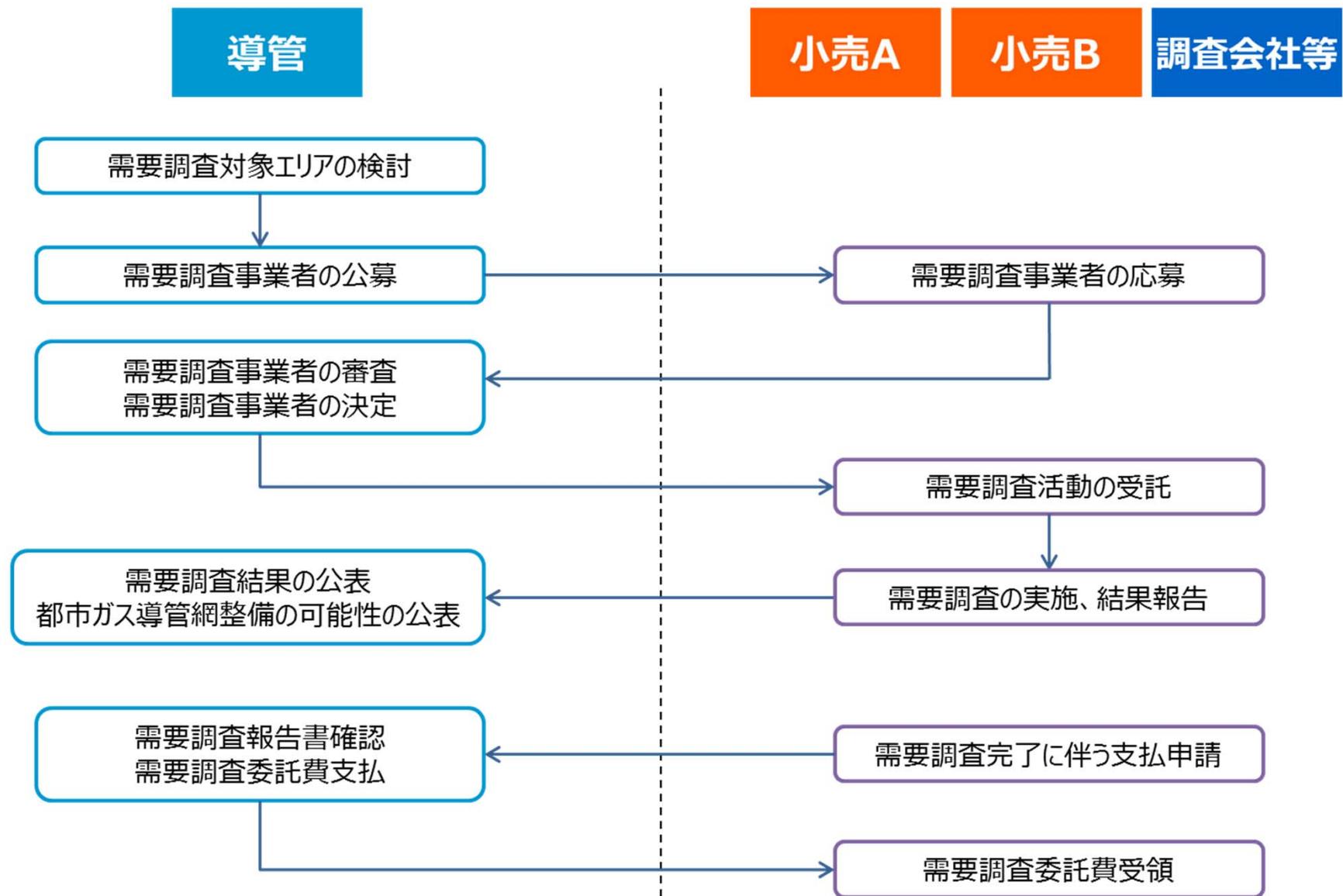
- ・需要調査を行うために必要な能力を有している者（ガス小売事業者に限定されない。）

- 応募者は、需要調査に係る体制、活動内容、入札金額等をガス導管事業者に対して提示。
- ガス導管事業者は、応募者から提示された内容を総合的に勘案して、受託者を決定。
- 受託者は、期日までに調査結果をガス導管事業者に対して報告。
- ガス導管事業者は、受託者から報告を受けた調査結果を速やかに公表するとともに、当該調査に係る地域における都市ガス導管網の整備の可能性に係る情報も併せて公表。



(参考)ガスシステム改革小委員会資料 (4/9)

(参考) 需要調査のフロー



(参考)ガスシステム改革小委員会資料 (5/9)

- 「需要開拓」とは、他燃料を使用する需要家に対して都市ガス化の提案を行うことや、実地調査により、ガス設備の導入可能性の検討などを行うことであるが、前述のとおり、この検討を進めるに当たっては、特定のガス小売事業者の競争上の地位を高めてしまう結果を招くことがないようにすることが必要。
- この点、ある地域における需要開拓を、ガス導管事業者が行う入札等によって特定のガス小売事業者に行わせることとした場合、当該特定のガス小売事業者のみが、その地域における需要開拓に係る費用について、託送供給料金で回収された資金から補填を受ける形で需要開拓を行うことが可能となるため、ガス小売事業者間の適正な競争関係を確保する観点からは適当ではない。
- このため、まず、ガス導管事業者は、ガス小売事業者に対して需要開拓を依頼する地域と、年間開発ガス量（年間販売量）をベースとした需要開拓に係る手数料を設定・公表した上で、ガス導管事業者から委託を受けて需要開拓を行おうと考えるガス小売事業者を広く公募することとし（ガス小売事業者のエントリー）、応募者間においてもそれぞれの需要開拓活動を競わせた上で（同一地域で複数の応募者が需要開拓を行うことがあり得る。）、需要開拓に成功した応募者に対してのみ、ガス導管事業者から手数料が支払われるスキームとすることにより、ガス小売事業者間の公平性を確保することとしてはどうか（この手続が公平になされているか否かについては、電力・ガス取引監視等委員会が監視。）。（いわゆる成功報酬型）

（次頁に続く）

(参考)ガスシステム改革小委員会資料 (6/9)

- また、**ガス導管事業者がガス小売事業者に対して需要開拓を依頼する地域**については、**当該ガス導管事業者が新たな都市ガス導管網の整備を検討している地域**はもちろんのことであるが、都市ガス導管網の整備については、一定の需要が見込めるために一旦これを敷設した後、続けて更なる需要開拓を行うことにより、当該導管網の効率性を高めて、採算ラインに乗せることも一般的であることから、例えば、**過去5年以内に敷設された都市ガス導管網の周辺の需要開拓についても、このスキームに乗せることを認めることとしてはどうか。**(敷設後5年間で、「需要開拓集中期間」とする。) (注)
- 加えて、**需要開拓は、具体的な料金メニューやガス機器を、需要家に対して提案することができるガス小売事業者が行うことが最も効率的**であることから、**ガス導管事業者から委託を受けて需要開拓を行う者については、ガス小売業者に限定**することとしてはどうか。
- これらの手続やフローについては、33頁と34頁のとおりとなる。

(注) 改正後のガス事業法においては、「導管接続の努力義務」に係る規定を新設していることに加え、今後、広域ガスパイプラインの整備を促進する観点から、一般ガス導管事業者間の供給区域を連結する導管や、一定規模以上の供給能力を有する広域ガスパイプラインについては、これと一体的に運用される導管を含めて、敷設後15年以内に行われる需要開拓についても、上記のスキームに乗せることとする。なお、(公社)ロングライフビル推進協会によれば、家庭用の給湯器や産業用のボイラー等の需要家設備の実質的な耐用年数は15年以上であることとされているところ、需要家設備の買い換えの時期を捉えて需要開拓を行うことも想定されることから、「敷設後15年以内」とすることには合理性があるものと考えられる。また、既存需要を伸ばすことによって既存の都市ガス導管網の効率性を高めることも想定されることから、ここでなされる「需要開拓」は新規需要の獲得に限られない。

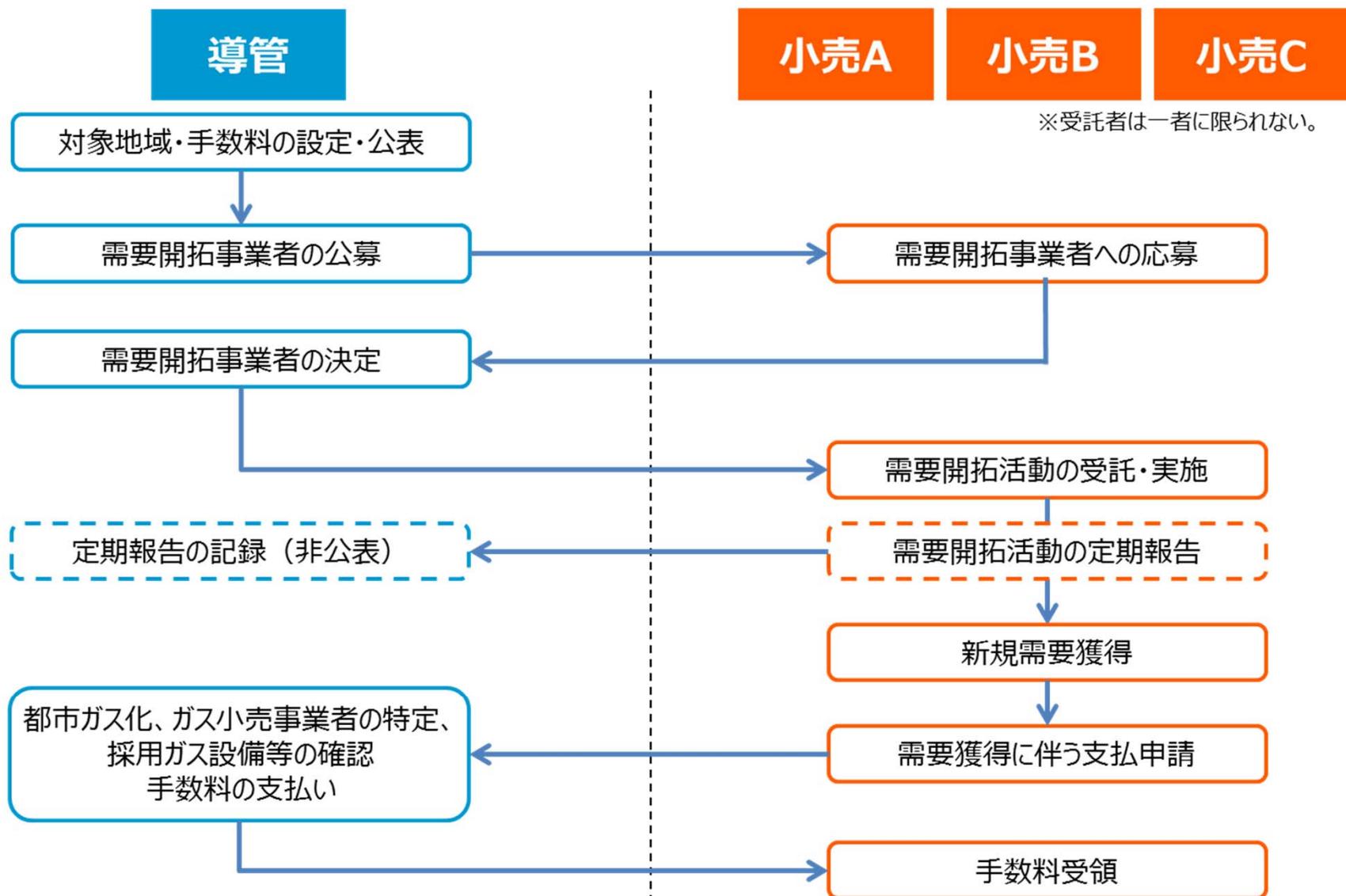
(参考)ガスシステム改革小委員会資料 (7/9)

需要開拓に係るスキームのイメージ

- ガス導管事業者は、ガス小売事業者に対して需要開拓を依頼する地域（新たな都市ガス導管網の敷設を検討する地域・過去5年以内に敷設された既存の都市ガス導管網などの周辺地域）に加え、需要開拓に係る手数料（年間開発ガス量をベースとした成功報酬）を設定・公表。
 - ガス導管事業者は、需要開拓活動の受託者を公募。
 - ガス導管事業者は、応募があったガス小売事業者に対して需要開拓活動を委託（受託者は一者に限定されない。）。
- 【資格条件】
- ①ガス小売事業者であること。
 - ②過去にこのスキームで行われた需要開拓について、ガス導管事業者に対して虚偽の報告等を行った者でないこと。
- ※受託者は、新たな需要獲得のための活動計画をガス導管事業者に対して提出するとともに、需要獲得のための活動状況等を定期的に（例えば四半期ごとに）ガス導管事業者に対して報告。
- ガス導管事業者は、受託者のうち、実際に新規需要を獲得したガス小売事業者に対して、都市ガス化の確認・ガス小売事業者の特定・採用ガス設備の確認等を行った上で、手数料を支払う。

(参考)ガスシステム改革小委員会資料 (8/9)

(参考) 需要開拓のフロー



(参考)ガスシステム改革小委員会資料 (9/9)

- ガス導管事業者は、**年間開発ガス量（年間販売量）**をベースとした**需要開拓に係る手数料を設定・公表すること**となるが、**どの程度の費用を託送料金原価に織り込むことを認めるかが論点。**
- この点、ガス導管事業者から委託を受けたガス小売事業者が**需要開拓を行った結果、都市ガス導管網の整備や、その効率性向上が進む**などして、**ガス導管事業者が得る託送料金収入は増加することとなるため、その一部を需要開拓を行ったガス小売事業者に対して還元することとしてはどうか（実質的な託送料金の割引）。**
- 具体的には、**ガス導管事業者が託送料金を算定するに当たっては、ガス事業法上、国に届け出ることが義務付けられている供給計画における需要想定を勘案することとなる**ところ、供給計画の期間も参考として、**需要開拓により見込まれる5年間の託送料金収入増加額の1/2に相当する額を託送料金原価に織り込むことを認めることとし、ガス導管事業者は、この原価を基に、需要開拓手数料を設定することとしてはどうか。**

需要開拓手数料価格表のイメージ

- ガス導管事業者は、年間ガス使用量を基に、需要開拓手数料価格表を設定。

| 年間ガス使用量 | ～〇m ³ | 〇～〇m ³ | 〇～〇m ³ | 〇～〇m ³ | 〇～〇m ³ | 〇m ³ ～ |
|---------|------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 支払単価 | ■円/戸 | ■円/戸 | ■円/戸 | ■円/戸 | ■円/戸 | ■円/戸 |
| 対象戸数 | ▲戸 | ▲戸 | ▲戸 | ▲戸 | ▲戸 | ▲戸 |
| 支払額 | ■×▲円 | ■×▲円 | ■×▲円 | ■×▲円 | ■×▲円 | ■×▲円 |

(参考) ガスシステム改革小委員会における主な意見

- ◆ 託送料金の中に、需要開拓費をちゃんと含めてくれというような要望が今後よりはっきり出てくると思いますが、需要開拓費を入れるなどというのは、電気の託送料金算定の発想からすると相当に変な発想。しかしガスの特性から考えると必要かもしれない。もし入れるとすると、それは自社の需要開拓費だけを入れるなんていうことは、託送の発想からして絶対にあり得ないと思いますので、仮に入れるとしても、公平に透明な形で公募などする格好で出てきたもの、新規参入者も潜在的には参加しうるものになると思います。そうすると料金審査の段階で、それが公平で透明なもので入れられると判断できるようなものにするとなると、今から事業者にも準備していただかないと、きっと審査の段階で間に合わなくなると思います。したがってこれは相当に緊急な話だということを理解していただきたい。議論を早いタイミングで始めないと本当に間に合わなくなる。この点を心配しております。(第22回 松村委員)
- ◆ 需要開拓費を託送料金に入れるという問題については、既に頭出しがあり、公正な形にしてくれという要請に対応して、入札をきちんと行うということですので、基本的に文句を言うことはない。ただこの場合に、何が対象になって、更に入札の制度をどう設計するのかは、事業者が勝手にやってよいというわけにはいかないと思います。一定の監視が必要。今でも、例えば電気であれば、電源の入札等に関しては一定の監視が入っている。ガスの場合には、託送料金に入れる訳ですから、より透明性は必要。しかもネットワーク産業全体で見ても、世界的にも国内的にも標準とは言い難い形で入れるので、透明性の要求は電源入札以上に高いと思います。何らかの第3者による外部監視は不可欠だと思います。(第24回 松村委員)

(参考) 佐藤オブザーバー提出資料 (1/3)

1-1. 制度変更①_「需要調査・開拓費」の算入について

4

- 小売事業者に対し需要開拓費を支払う運用ルールが公表されていないため、まずは運用ルールをしっかりと作成いただき、導管事業者から小売事業者へ報酬が支給される条件を明らかにしていただきたいと考えます。
- そして、需要開拓費が運用ルールに基づき、適正に託送原価に反映されているか、ご確認いただきたいと考えます。
- 報酬が支払われるルールは、
 - ✓ 既存事業者・新規参入者問わず全ての小売事業者に公平に門戸が開かれたものであること
 - ✓ 天然ガスの普及拡大のための都市ガス導管網の整備促進という本来の主旨に沿ったものであることが大前提と考えております。

(参考) 佐藤オブザーバー提出資料 (2/3)

<原価算入の妥当性を特に検証すべき事例>

5

ケース1：既存需要を増量するケース

- ✓ 実際に都市ガスを使うことで、お客さまがその利便性を感じ、自ら増量をしようという方向に働くことが考えられることから、需要開拓補助の必要性について慎重に検討すべき

ケース2：LNGローリーでの供給から、都市ガス導管供給へ転換するケース

- ✓ LNGローリーで既に供給している需要については、ガスへの転換は実施済みであり、このような需要がある程度集まった段階で、都市ガス導管を敷設して導管供給するものと思料
- ✓ したがって、このようなケースは需要開拓補助がなくとも、自ずと都市ガス導管が敷設されるものであり、需要開拓費の対象から外すべき
- ✓ また、既存事業者・新規参入者を問わず、ガス小売事業者やその関連会社が既に供給している場合は、導管での供給時においても、当該小売事業者が供給する公算が高いのではないか

(参考) 佐藤オブザーバー提出資料 (3/3)

6

ケース3：運用ルール決定前（全面自由化前）に供給者が確定しているケース

- ✓ 本ケースは運用ルール公表前にガス供給者が確定しており、既存事業者のみが報酬を受けられる可能性が相当高い。よって小売事業者間の公平性確保の面で問題があることから、需要開拓費の対象から外すべき

<具体事例> 東京ガス転送約款 様式第2_7. 需要調査・開拓費より抜粋

(営業費等項目別算定明細表)
7. 需要調査・開拓費

H31年度に8億m³ (LNG換算 約70万t) の需要開拓

- ✓ 特定の大口需要が前提と思われるが、上記ケースに該当しないのか

| | | 単位 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 原簿算定 期間計 | 備 考 |
|---------------------|-----------|-----------------|-----------|-----------|------------|-------------|-----|
| 需要調査費 | | 千円 | 9,915 | 9,914 | 9,913 | 29,742 | |
| 需要 開拓 費 | 31年度敷設導管分 | 千m ³ | - | - | 800,433 | 800,433 | |
| | 30年度敷設導管分 | 千m ³ | - | 20,401 | 7,691 | 28,092 | |
| | 29年度敷設導管分 | 千m ³ | 20,739 | 7,717 | 2,436 | 30,892 | |
| | 28年度敷設導管分 | 千m ³ | 7,845 | 2,444 | 1,475 | 11,764 | |
| | 27年度敷設導管分 | 千m ³ | 2,485 | 1,480 | 955 | 4,920 | |
| | 26年度敷設導管分 | 千m ³ | 1,505 | 959 | - | 2,464 | |
| | 25年度敷設導管分 | 千m ³ | 975 | - | - | 975 | |
| | 計 | 千m ³ | 33,549 | 33,001 | 812,990 | 879,540 | |
| 託送料金収入増加額 | | 千円 | 1,726,253 | 1,698,071 | 4,711,386 | 8,135,710 | |
| 原簿算入限度額 (増加額×5×1/2) | | 千円 | 4,315,631 | 4,245,178 | 11,778,467 | 20,339,276 | |
| 原簿算入額 | | 千円 | 4,315,631 | 4,245,178 | 11,778,467 | 20,339,276 | |
| 合 計 | | 千円 | 4,325,546 | 4,255,092 | 11,788,380 | 20,369,018 | |

H29年度の需要開拓

- ✓ 需要開拓や報酬支払等のルールが設定されない中、小売事業者を公募しての供給開始は可能なのか